

根室市火災予防条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p><u>第6章 防火管理及び避難管理（第41条～第49条）</u></p> <p><u>第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第49条の2～第49条の3）</u></p> <p>第7章（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第17条の4（略）</p> <p>（液体燃料を使用する器具）</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p><u>（9の2） 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>（10）～（13）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（固体燃料を使用する器具）</p> <p>第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p><u>第6章 防火管理及び避難管理（第41条～第49条）</u></p> <hr/> <p>第7章（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第17条の4（略）</p> <p>（液体燃料を使用する器具）</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）～（13）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（固体燃料を使用する器具）</p> <p>第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基</p>

新	旧
<p>準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。</p>	<p>準については、前条第1項第1号から第9号____までの規定を準用する。</p>
<p>(気体燃料を使用する器具)</p>	<p>(気体燃料を使用する器具)</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>(電気を熱源とする器具)</p>	<p>(電気を熱源とする器具)</p>
<p>第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第6号から第7号までの規定に限る。）を準用する。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号____</u>の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第6号から第7号までの規定に限る。）を準用する。</p>
<p>(使用に際し、火災の発生のおそれのある器具)</p>	<p>(使用に際し、火災の発生のおそれのある器具)</p>
<p>第22条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定を準用する。</p>	<p>第22条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号____</u>の規定を準用する。</p>
<p>第23条～第49条 (略)</p>	<p>第23条～第49条 (略)</p>
<p><u>第6章の2 屋外催しに係る防火管理</u> (指定催しの指定)</p>	
<p>第49条の2 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、<u>指定催しとして指定しなければならない。</u></p>	
<p>2 消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、<u>あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限り</u></p>	

新	旧
<p>でない。</p> <p>3 消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p><u>(屋外催しに係る防火管理)</u></p> <p>第49条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。</p> <p>(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第52条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。</p> <p>(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。</p> <p>2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防署長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防署長に提出しなければならない。</p> <p>第50条～第51条(略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第52条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名(法人にあつては所在地及び名称)その他必要事項を消防署長に</p>	<p>第50条～第51条(略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第52条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名(法人にあつては所在地及び名称)その他必要事項を消防署長に</p>

新	旧
<p>届け出なければならない。  (1)～(5) (略)  (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</p>	<p>届け出なければならない。  (1)～(5) (略)</p>
<p>第52条の2～第55条（略）  （罰則）  第56条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  (1)～(3) (略)  (4) 第49条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災</p>	<p>第52条の2～第55条（略）  （罰則）  第56条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  (1)～(3) (略)</p>
<p>予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者  第57条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、<u>同条の刑に科する。</u></p>	<p>第57条 法人 _____ の代表者 _____ 又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。<u>ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p>
<p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>	